

調査報告

事業仕分けを契機にした日本語教育振興協会の 社会的位置づけの変化

日下部 恵一郎

キーワード：事業仕分け、政策史、日本語教育、留学生、審議会

要 旨

本稿の目的は、「行政刷新会議」において「事業仕分け」された「日本語教育振興協会」を通史的に俯瞰することにより、その意味付けの変容を明らかにすることである。

「日本語教育振興協会」の位置づけが「事業仕分け」の1時間で大きく変容した。「在留資格を取得できる日本語教育機関の告示に際して、日本語教育振興協会の審査・証明結果を参考とすることができるという枠組み」の法的な位置付けが曖昧であることが対案なく指摘され、その廃止を求められたのである。

その後、「事業仕分け」の結果を受け、「高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議」が文部科学省に設置された。これは「今までの枠組み」に替わる新たな枠組みについて検討するものである。そして、2012年3月に最終報告がなされた。

もともと、日本語教育機関について法的な規定はない。この議論ののちも法的な規定はなされていない。日本語教育機関の法的規定については、これを喫緊の課題として取り上げる必要がある。ただし、その際には、その歴史について十分検討し、その文脈を理解することが前提となる。

1. はじめに

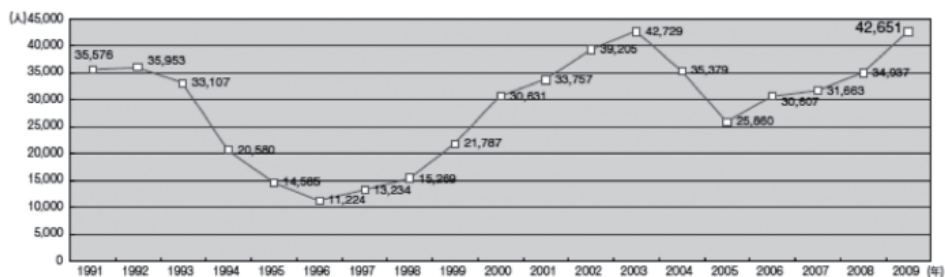
本稿の目的は、「行政刷新会議」において「事業仕分け」された「日本語教育振興協会」を通史的に俯瞰することにより、その意味付けの変容を明らかにすることである。

この目的を果たすために、行政刷新会議関係資料、雑誌記事、国会議事録、その他文書を用い、草野厚（1997：17）に倣って「特定のイシュー（問題）の登場、展開、決着を、関係者の政策要求をめぐる対立と妥協の過程という観点から整理」する。

「事業仕分け」と一言で言っても大きく様相が異なり、「事業仕分け」という区切りのみで、断片的な情報をやり取りすることでは認識利得は生み出されない。本稿は日本語教育史研究ではなく、日本語教育振興協会の「事業仕分け」に着目した政策過程研究ではあるが、中村重穂（2008：59）の「歴史認識の構築に必要な実証的研究手続きが、従来の日本語教育史研究において実に貧しい」との指摘を念頭に入れながら、日本語教育振興協会の「事業仕分け」に関する丁寧な議論を心がけたい。

そもそも「日本語学校」と呼称されることの多い「日本語教育機関」は法律の中には規定されておらず、監督官庁もない。株式会社、有限会社、各種学校、専修学校等、様々な設置主体が存在する。ただし歴史的な経過を経て、現在では、「在留許可認定証明書の発行」は法務省（入国管理局総務課）、「在外公館での査証の発給申請」は外務省（大臣官房広報文化交流部人物交流室）、日本語教育と進学は文部科学省（高等教育局学生支援課）がそれぞれ関わる形となっている。

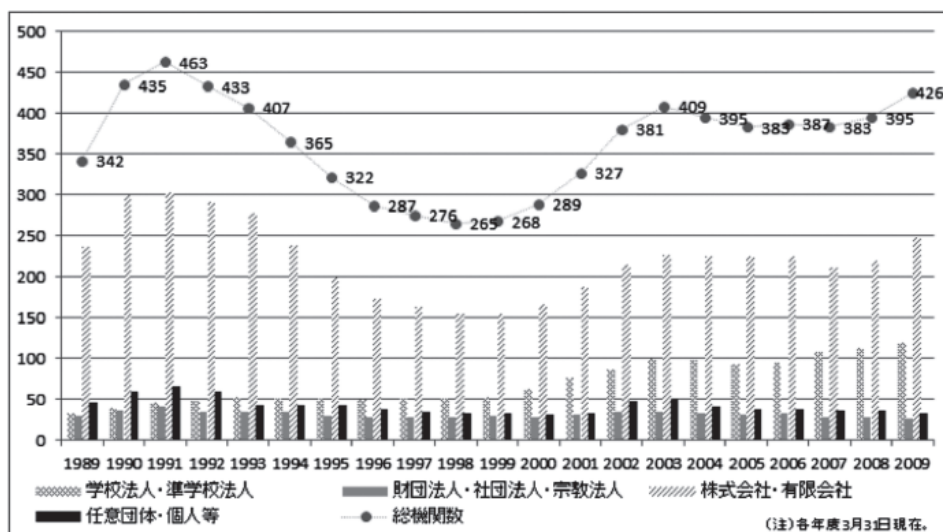
第1図 日本語教育機関学生数の推移



出典：日本語教育振興協会（2010：142）

今のような形になる起源は、中曽根首相が主導した「留学生 10 万人計画」である。1983 年 6 月に「留学生のアルバイト解禁」が閣議決定され、1983 年 8 月には文部省の諮問機関である「21 世紀への留学生政策懇談会」が「留学生 10 万人計画」を発表した。1986 年 12 月には法務省入国管理局の指導の下、「外国人就学生受入機関協議会」が 109 校の日本語教育機関によって設立された。駒井洋（1989）は以下のように語る。

第2図 日本語教育機関の設置形態別設置状況の推移



出典：日本語教育振興協会（2010：139）

統制という目的とともに、入管側は、就学生による事前審査と期間更新の激増に対抗するため、この団体にその処理を代行させようという意図をもっていたと推察される。こうして外就協の初代および二代目の会長・事務局長には入管 OB が天下りした（『外就協会報』創刊号および三号）。外就協加盟校には就学生の事前審査を通りやすくし、また一部の学校については、ビザの期間更新を学校が一括して代行できるなどの特典が与えられた。この代理申請は、就学生にとっては入管窓口に向かなくてすむという大きなメリットを意味する。しかしながら外就協は入管が意図したような日本語学校業界の浄化という役割をあまり果たさなかった。

1987年3月には文部省の指導の下、ほとんどが学校教育法に基づいている日本語教育機関30校余による「全国日本語教育機関振興会」が発足した。

1988年秋には、授業料などを振込んだ中国人留学希望者に対してビザが発行されなかったことに端を発した「上海事件」が発生した。これらの一連の動きを受けて、文部省は「日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議」（座長：中川秀恭・

大妻女子大学学長)を組織し、1988年12月には「日本語教育施設の運営に関する基準」が策定された。今までの「外国人就学生受入機関協議会」や「全国日本語教育機関振興会」にかわって、その基準の番人として期待されたのが、「日本語教育振興協会」だった。日本語教育振興協会は、「我が国における日本語教育施設の質的向上を図るため、必要な事業を実施し、もって外国人に対する日本語教育の振興に貢献すること」を目的として、1989年5月に任意団体として発足し、1990年には文部省、法務省、外務省の財団法人設立許可を受けることとなった。その後、日本語教育振興協会は、日本語教育機関の代表として省庁の検討会等に出席し、国の政策形成に対し働きかけ等をおこなうこととなる。

1993年7月には「日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議」から出された「日本語教育推進施策について―日本語の国際化に向けて―」において、「日本語教育施設の運営を適正にするためには、法務省における入国・在留管理のより一層の適正化を図るとともに、(財)日本語教育振興協会における従来の審査・認定事業の経験を十分に生かして、日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議が昭和六三年一二月二三日に取りまとめた『日本後教育施設の運営に関する基準』を見直し、この事業を一層厳正かつ適切に実施する必要がある。また、同協会の基盤整備と日本語教育施設の質的向上を図るための各種事業の充実が必要である」との言及がなされた。

1997年7月には「留学生政策懇談会」から出された「第一次報告 今後の留学生政策の基本的方向について」において、「(財)日本語教育振興協会は、平成2年以来、文部省の調査研究協力者会議が策定した『日本語教育施設の運営に関する基準』に基づく日本語教育施設審査認定事業を行い、日本語学校の質的向上と就学生の円滑な受入れに寄与してきた。今後とも、この事業を引き続き推進していく必要がある」との言及がなされた。

これらは、日本語教育振興協会が、国の政策形成の場において正統的に位置付けられてきたことを示す一例であると言える。

しかし、「日本語教育振興協会」の位置づけは、「事業仕分け」の1時間で大きく変容し、正統性をも失う形となった。「在留資格を取得できる日本語教育機関の告示に際して、日本語教育振興協会の審査・証明結果を参考とすることができるという枠組み」の法的な位置付けが曖昧であることが、対案なく指摘され、その廃止を求められたのである。

2. 事業仕分けの成り立ち

事業仕分けは、1997年に元大蔵官僚の加藤秀樹によって設立されたシンクタンク「構想日本」によって2002年に生み出された。岐阜県庁で県の事業を対象に行なわれたのが最初である。当時は現在のような様式は確立されておらず「国がやるべきか自治体がやるべきかの二者択一」だった。その後、試行錯誤を繰り返し、事業仕分けは徐々に浸透していく。2005年には、公明党や民主党のマニフェストに「国による事業仕分けの実施」が謳われ、2006年には「行政改革推進法」に「仕分け」がはじめて規定され、2007年には「経済財政諮問会議」で議論がはじまり、2008年には自民党や民主党のプロジェクトチームで「事業仕分け」が行われた。2009年には民主党のマニフェストに「行政刷新会議を設ける」とともに「予算編成過程を原則公開する」と謳われ、政権交代ののち、2009年9月18日に加藤秀樹は、民主党政権に設置された「行政刷新会議」の事務局長に就任した。

「行政刷新会議」は、「国民的な観点から、国の予算、制度その他行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため」¹に内閣府に設置された機関であり、設置根拠は、2009年9月18日の閣議決定である²。一時、設置根拠を法制化する動きもあったが、国会情勢により廃案となっている。

加藤秀樹は以下のように語る。「仕分けというのは、使ったお金のチェックなわけですね。政策議論でもないし、予算の査定でもないし、使ったお金のチェックですから、(中略)同じ事業で去年1億円でやったものを今年8000万でできればもっといいわけですね。だから、内閣で決めたからとか、あるいは去年やったから今年削るのはおかしいなんていうことはあり得ないわけです。これは会社のみならず、世界のほとんどの国において、政府においても常識だと思います」³。

事業仕分けはあくまで「判定」である。2010年当時に行政刷新会議担当大臣を務めていた蓮舫は、自民党所属の参議院議員に対し「評価結果がすなわち政府の最終結論ではなく、ワーキンググループとしての意見の表明」⁴でしかないことを答弁している。さらに、事業仕分けの結果をどのように活用されるのかについては、予算編成権を持つ財務省による予算査定の動向と内閣の政治判断、そして国会の議決によって決まることになるという。これらの曖昧性は、質問主意書に対する政府からの回答にも如実に表れている⁵。

事業仕分けは第4弾まで開催された。「事業仕分け第1弾」は2009年11月に9日間行われ、国(省庁)が行う449事業が対象となった。「事業仕分け第2弾前半」は

2010 年 4 月に 4 日間行われ、48 独立行政法人が行う 152 事業が対象となった。「事業仕分け第 2 弾後半」は 2010 年の 5 月に 4 日間行われ、67 公益法人と 3 特別民間法人計 70 法人が行う 82 事業が対象となった。「事業仕分け第 3 弾前半」は 2010 年 10 月に 4 日間行われ、18 特別会計の 51 勘定の事業が対象となった。「事業仕分け第 3 弾後半」は 2010 年 11 月に 4 日間行われ、事業仕分け第 1 弾、第 2 弾、行政事業レビュー⁶において、各府省による見直しが不十分と考えられる部分について、再仕分けが行われた。「事業仕分け第 4 弾」は 2012 年 11 月に 3 日間行われ「復興関連事業」「日本再生戦略・グリーン」「日本再生戦略・ライフ」「日本再生戦略・農林漁業」「生活保護等」がテーマに設定された。

日本語教育振興協会が仕分けられたのは「事業仕分け第 2 弾後半」である⁷。「政府関連公益法人を抜本的に見直す」という閣議決定⁸を根拠に、第 1 弾事業仕分けで検討された予算面の検討に加え、事業の必要性、有効性、効率性、緊要性や、どの主体が（国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人、民間事業者等）事業を実施すべきといったことについて検証がおこなわれた。民主党の当選 1 回の新人議員も仕分け調査員として調査に従事した。

3. 日本語教育振興協会に対する事業仕分けの結果

日本語教育振興協会に対する事業仕分けにおけるやり取りについては、議事録が公開されている⁹。概ね 1 時間以内で結論が出され、日本語教育振興協会に対する事業仕分けは、以下のような結論に至った。

日本語学校の審査業務の必要性についてはすべての委員が認識しているが、問題は、その制度が不明確であるということである。そもそも常勤職員が 4 名しかおらず、うち 3 名は官庁 OB というような民間の組織の行った審査結果を「参考にする」という法令の立てつけとなっているが、この協会を通さなければいけないのか不明確であるとともに、審査料や更新料が適正かという問題もある。ここは一旦、法的により明確な制度に改めるべき、との趣旨で、事業の廃止という結論とさせていただく。

この結論に至った仕分け委員たちのコメントも残されている。

表1表 日本語教育振興協会の仕分け委員のコメント(抜粋)¹⁰

- (財)日本語教育振興協会が法務省の審査の“参考に”審査料や更新料を取っている仕組みはおかしい。不透明な団体を介さずに国が審査すべき。(知見がないのであれば外部有識者による審査委員会を作ればよい。)
- この法人の解散。
- 日本語教育の質をチェックする制度を検討する。日本語能力検定試験を活用してはどうか。
- 国が責任を持って、直接実施することが適切。
- この公益法人が審査・証明を独占する意義がない。法務省は審査事業そのものをどうするか非常にあいまい。
- (審査・証明事業と告示の関係の明確化、とした上で)入国管理局として、必要な審査を行えばよい。日本語教育振興協会は必要ない。

たとえば「日本語教育の質をチェックする制度を検討する。日本語能力検定試験を活用してはどうか」というコメントがある。日本語能力検定試験は、「日本国内および海外において、日本語を母語としない人を対象として日本語の能力を測定し、認定することを目的として行う試験」であるが、日本語教育機関で学ぶ外国人のすべてが受験するわけではない。日本語教育機関で学ぶ目的は人によって異なる。

「国が責任を持って、直接実施することが適切」というコメントは、コスト削減のための「事業仕分け」の大義には反する。当時、日本語教育振興協会には国からの補助金等は投入されていなかった。これを国が直接実施することになる場合、予算を必要とすることは言を俟たない。つまり、事業仕分けによって、国の負担が増大してしまうことになる。

紙幅の関係上これ以上の言及はしないが、このように、日本語教育振興協会の命運を決するには心許ない仕分け委員たちの手によって、日本語教育振興協会は裁かれてしまったことが示されている。

この手の裁きは、事業仕分けの現場だけにとどまらなかった。日本語教育振興協会の「仕分け調査員」だった竹田光明衆議院議員は、衆議院において以下のような主張をしている¹¹。「事業仕分けにおきまして、日本語教育機関の審査・証明を行う財団法人日本語教育振興協会について調査いたしました。日本語教育機関の審査・証明を行う唯一の機関であり、その権力は長年にわたり絶大なものがあり、印象とすると、日

本語学校に対してやりたい放題をしているんじゃないか、そのような印象を持ちました」「そもそも日振協の問題は、法務省、文科省、外務省の三省のすき間で、皆不自由しているところに、たまたま気のきく協会があって、そこが好き勝手みたいなのをしたというのが実情だと思っております」。具体的証拠に基づいたわけではないこの指摘に対して、答弁者である法務大臣からは、何も反論がなされなかった。

4. 新たな制度に向けた議論

「事業仕分け」の結果を受け、2010年9月16日に「留学生の日本語教育に関する懇談会取りまとめ」において、外国人学生に対する総合的・体系的な日本語教育に関する今後の取組が提案された。これを踏まえ、具体的な取組内容について検討することを目的として、2010年11月30日に「高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議」が文部科学省高等教育局長の決定により設置された。

日本語教育機関に関係する人も含めた人々が参加し、多岐にわたって議論等がおこなわれた。その意見集約については、2011年7月28日におこなわれた会議において「報告書の取りまとめについては座長に一任させていただきたい」との意見が座長から出、「今回第1弾ということで座長に御一任いただいたので、これを重く受けとめてやっていきたい」との意見も事務方から寄せられた¹²。その後、8月18日に「取り纏め報告書（第一次纏め）」が出された。この手の手法は、第1弾にとどまらなかった。途中1回の会議を挟んだのち、2012年3月8日におこなわれた会議においても繰り返されたのである。座長から示された「取りまとめ報告書案」に対し、「今、突然のご提案で、多分、1日この議論を行っても結論が出る話ではなく、（中略）もう少し幅広いスベックでいろいろ議論していただきたい」との意見が出た。しかし、この検討会議そのものはこの回をもって議論の幕を閉じた¹³。2012年3月30日には「高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議」の「取りまとめ報告書」が出された。ここで注意せねばならないことは、どのような経緯があったにせよ、最終報告書の提出時に籍を残しているのならば、その内容に同意したものとみなされるということである。この検討会には、日本語教育振興協会の運営等に積極的にかかわってきた関係者も何人か含まれていたが、最終的な脱退者はいなかったため、形式的に「高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議」の「取りまとめ報告書」は全会一致によってオーソライズされた形となっている。ただ、2012年の政権交代に伴い「事業仕分け」が廃止されたこと等から、この「取りまとめ報告書」

の位置づけが大きく変化する可能性がある。

5. まとめ

本稿では「行政刷新会議」において「事業仕分け」された「日本語教育振興協会」を通史的に俯瞰することにより、その意味付けの変容を検討してきた。

まず、日本語教育振興協会に関する歴史的な流れや文脈には関知していない人々の手によって、日本語教育振興協会が仕分けられた。その後、メンバーが完全に入れ替わり、事業仕分けにおける判断には関わっていない人々の手によって、事業仕分けの判定に即した形で体制を再構築するという体制が組まれた。いわば2度の断絶を経ることとなった。

本来ならば、「事業仕分け」を絶対視する必要はない。本稿で触れたように、国会答弁にも「事業仕分け」が絶対的なものでないことは示されている。そもそも日本語教育機関に法的な裏付けがないゆえ、日本語教育振興協会に明確な法的位置づけがないのは当然である。むしろ、法的裏付けが十分でないままに行政が動いているケースはままあり、そのことでかろうじてバランスを取っている場合も多い。しかし、日本語教育振興協会の場合は「事業仕分け」の足かせから逃れることができなかったこともまた本稿で触れたとおりである。

2003年12月16日に出された中央教育審議会答申は以下のように述べている。

日本語教育機関で学ぶ者の約7割が、我が国の高等教育機関へ進学しているなど、多くの留学生にとって日本での留学生活の第一段階は日本語教育機関における学習である。したがって、留学生政策の一環として日本語教育機関の質的向上や学生への支援を着実に行うべきである。

内閣府設置法第37条・第54条、国家行政組織法第8条を根拠法としている中央教育審議会によって、この答申が出てもおお、日本語教育機関について法的な整備は行われなかった。

そして、今後の課題の課題も浮き上がってくる。本稿において「事業仕分け」という断絶に至る過程については詳細な資料が公開されていたため記述することができたが、事業仕分け後の過程については、当事者間のインフォーマルなやり取りが多く、「取りまとめ報告書」採択の経緯を取り扱うのみにとどまった。2012年の政権交代後の

動きも含めた「新しい制度への影響」については今後の課題である。

これらの課題をさらに発展させた課題は「事業仕分け」に先行しておこなわれてきた「行政評価」や「決算監視」等への言及も含めた、「日本語教育政策の位置づけについての問い」である。日本語教育振興協会に関する事項だけでなく、日本語教育政策そのものが日本国の政策の中においてどのように位置付けられ、評価されてきたのかについて、検討を進めていきたい。

日本語教育機関のみならず、朝鮮学校やブラジル人学校等、「日本人を主たる対象としない」教育機関は法的な整備や公的資金投入等、現在、多くの重要な課題を内包している。それぞれ、歴史的背景や社会的位置は大きく異なる。これらの政策を論じる際には、それぞれの関連する歴史について学び、文脈を踏まえることが求められている。

注

- 1 「行政刷新会議（第1回）議事録」2009年10月22日
- 2 「行政刷新会議の設置について」2009年9月18日閣議決定「1 国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため、内閣府に行政刷新会議（以下『会議』という。）を設置する。 2 会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。議長 内閣総理大臣 副議長 内閣府特命担当大臣（行政刷新）構成員 内閣総理大臣が指名する者及び有識者 3 関係府省は、会議に対し、関係資料の提出等必要な協力を行うものとする。 4 会議の事務は、内閣府設置法第4条第2項の規定に基づき、内閣府が行うこととし、内閣府に事務局を設置する。 5 会議は、必要に応じ、分科会を置くことができる。 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。」
- 3 「行政刷新会議（第14回）議事録」2010年11月26日
- 4 「第176回国会行政監視委員会第1号」2010年11月1日
- 5 江田憲司は「質問第八九号『事業仕分け』の選定基準、選定対象等に関する質問主意書」（2009年11月19日提出）で、「一 国のすべての事業の中から、四百四十七事業・組織を選定し、『仕分け』の対象としているが、その選定基準如何。選定、非選定で不公平感はないのか」「二 四百四十七事業・組織を誰がどのような過程を経て選定したのか」との問いを政府に対して投げかけた。

政府は、「お尋ねの『事業仕分け』の対象となる事業・組織等（以下『対象事業等』という。）については、各府省が提出した平成二十二年度予算概算要求の内容について、関係府省からの説明の聴取、現場視察等を行った上で、平成二十一年十月二十二日に開催した第一回行政刷新会議において了承された『事業見直しの視点』等を踏まえ、同年十一月九日に開催した第二回行政刷新会議において決定したものである。今回対象とならなかった事業についても、平成二十一年十一月十九日に開催した第三回行政刷新会議で決定した『事務事業の横断の見直しについて』に基づき、徹底した見直しを行うこととしている」との回答を寄せている。

同様に「三 報道によると、仕分け作業が始まる前の十月中旬に、財務省が総額五兆三千億円分の事業を選定し、削減が容易な順にA（容易・約六千億円）、B（困難・約一兆八千億円）、C（相当困難・約二兆九千億円）とランク付けし、行政刷新会議に提出したとあるが、事実か。そうした財務省案は存在するのか、しないのか」「四 今回実際行われている四百四十七事業・組織の仕分け対象と、問三の対象と、重複するのは何事業・組織で、独自のものは何事業・組織か」という江田からの問いに対しては、「財務省としては、歳出の見直しのため、行政刷新会議に様々な協力を行っているところであり、予算の削減に関する事項についても説明をしているところであるが、具体的な予算削減額等にかかわるお尋ねについては、予算編成事務の遂行に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい」と回答している。

- 6 「行政事業レビュー（国丸ごと仕分け）の実施について」2011年6月7日閣議決定「1 行政事業レビュー（国丸ごと仕分け）は、各府省自らが、自律的に、予算の概算要求前の段階において、原則すべての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、事業仕分けの手法も用いながら事業の内容や効果の点検を行い、その結果を概算要求や執行等に反映させる取組である。具体的には、行動計画の策定、公開プロセスの実施、行政事業レビューシートの作成及び公表、事業の点検結果の概算要求への反映等の取組を行うものである。

2 行政事業レビューは、平成22年に開始されたが、各府省における政策効果の高い事業の立案、効率的な予算の執行等を不断に進めるとともに、国の行政に関する国民への説明責任と透明性を確保するため、政府において、これを毎年実施していくこととする。」

- 7 日本語教育振興協会を仕分けた際の主な仕分け関係者（出席者のみ）は以下のと

おりである。枝野幸男（国務大臣）、菊田真紀子（衆議院議員）、寺田学（衆議院議員）、尾立源幸（参議院議員）、亀井亜紀子（参議院議員）、市川眞一（クレディ・スイス証券チーフ・マーケット・ストラテジスト）、小幡純子（上智大学法科大学院長）、木下敏之（前佐賀市長）、熊谷哲（京都府議会議員）、河野龍太郎（BNPパリバ証券会社経済調査本部長・チーフエコノミスト、伊永隆史（首都大学東京都市教養学部教授）、高橋進（日本総合研究所副理事長）、土居丈朗（慶應義塾大学経済学部教授）、福嶋浩彦（中央学院大学社会システム研究所教授）、前田敦利（弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー）、南学（横浜市立大学エクステンションセンター長）

- 8 「独立行政法人の抜本的な見直しについて」2009年12月25日閣議決定、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」2009年12月25日閣議決定。
- 9 内閣府行政刷新会議事務局（2010）「日時：平成22年5月24日（月）12：13～13：03 項目番号：B-38 項目名：日本語教育機関の審査・証明事業 法人名：（財）日本語教育振興協会」『行政刷新会議ワーキンググループ「事業仕分け」WG-B』内閣府
- 10 同上。
- 11 「第177回国会予算委員会第三分科会第1号」2011年2月25日
- 12 「高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議（第6回）議事要旨」2011年7月28日
- 13 「高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議（第8回）議事要旨」2012年3月8日

参考文献

- 明石純一（2007）「日本の留学生政策をめぐる一考察—『10万人計画』から『新たな留学生政策』へ」『国際政治経済学研究』19号 107—119
- 枝野幸男（2010）『「事業仕分け」の力』集英社
- 草野厚（1997）『政策過程分析入門』東京大学出版会
- 駒井洋（1989）「迷走する日本語学校対策」『エコノミスト』56—61
- 佐藤次郎（1999）「特別インタビュー 日本語教育振興協会理事長佐藤次郎さんに聞く—これからの日本語学校と学生支援」『日本語教育研究』37号 1—14
- 佐藤次郎（2002）「インタビュー 日本語学校の今と未来—佐藤次郎 日本語教育振興協

会理事長に聞く（特集 日本語学校というシゴト場）』『月刊日本語』15巻8号 28-31

佐藤 次郎（2002）「人流インタビュー—この人に聞く（24）日本語学校の体制・中身の充実に奮闘する—（財）日本語教育振興協会理事長 佐藤次郎さん」『国際人流』15巻6号 40-43

中村重穂（2008）「日本語教育史研究方法論の再検討のために・その2：安田－松岡『論争』その他の問題に寄せて」『北海道大学留学生センター紀要 11』北海道大学留学生センター、56-75

日本語教育振興協会（2010）『日本語教育振興協会 20年の歩み—日本語教育機関の質的向上を目指して』日本語教育振興協会

野山広（2005）「多文化共生社会に対応した外国人施策や言語教育施策の在り方に関する一考察」『言語政策』1号 37-62

The transformation of the reasoning of “Association for the Promotion of Japanese Language Education” which was screened in the Government Revitalization Unit

KUSAKABE Keiichiro

Keywords: Budget screening (SHIWAKE), Policy History, Japanese Language Education, Overseas student, Deliberative council

Abstract

The purpose of this paper is to clarify the transformation of the meaning of “Association for the Promotion of Japanese Language Education” by taking historically a panoramic view of the association which was “screened” in “the Government Revitalization Unit.”

The position of the association has changed dramatically since an hour of “the Japanese Government’s Budget Screening Process.” The ambiguous position in law, “the frame in which the Ministry of Justice referred to the results of reviews by the association on the occasion of notice of the Japanese educational institutions where foreign students can get the status of residence,” was pointed out without alternatives, and the association was asked to be its abolition.

In the aftermath of the screening process, “Review Conference on Education of Japanese foreign students enrolled in higher education institutions” was established in the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. This conference checks up the new frame replacing by the former one. The final report was made in March 2012.

In the first place, there is no legal provision for the Japanese educational institutions. Now, that is to be taken up as the emergent problem. At the same time, we must examine the history, and understand the context of it.

(一橋大学大学院社会学研究科)